

## くまもと緑・景観協働機構

### 令和3年度（2021年度）沿道緑化モデル助成事業（特例事業）募集要領

市町村が実施する「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の支援を受けて、一般の交通の用に供される道路に沿った民有地における店舗、事業所、工場、住宅等の危険と判断されるブロック塀を撤去後、その箇所を緑化する場合に、必要な経費を助成します。

なお、この緑化事業は「特例事業」とし、従来の県・市町村の景観計画で定められた重点地域又は特定施設届出地区内を問わないものとします。

助成については、実施を予定されている緑化事業について申請していただき、事業内容を審査の上、予算の範囲内で決定します。

- |   |      |      |    |                      |
|---|------|------|----|----------------------|
| 1 | 募集期限 | 1次募集 | 締切 | 令和3年（2021年）6月18日（金）  |
|   |      | 2次募集 | 締切 | 令和3年（2021年）8月20日（金）  |
|   |      | 3次募集 | 締切 | 令和3年（2021年）10月15日（金） |
|   |      | 4次募集 | 締切 | 令和3年（2021年）12月17日（金） |
|   |      | 5次募集 | 締切 | 令和4年（2022年）1月14日（金）  |

（※予算を超える場合には途中で募集終了する場合があります。）

※各募集で予算を超える場合には、抽選により助成対象者を決定します。

※申請の際には、必ず所在地の市町村を通じて申請してください。

※期限までに当機構の事務局に到着したものを審査の対象とします。期限を過ぎたものは対象となりません。

※この事業は、市町村の「危険ブロック塀等安全確保支援事業」を行う場合に適用されます。既定の「沿道緑化モデル助成事業」との重複はできません。

## 2 申請対象者

申請することができるのは、市町村の「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の支援を受ける法人（国及び地方公共団体は含まれません。）又は個人で次に掲げる基準に該当せず、沿道の民有地を新たに緑化しようとするものとします。

- ① 当該法人の基本財産や資産のうち、国及び地方公共団体が拠出している総額の割合が2分の1を超えるもの
- ② 当該法人の各年度の当期の収入額（前期繰越金は含みません。）のうち、国及び地方公共団体が拠出している総額の割合が2分の1を超えるもの
- ③ 県税及び市町村税を滞納している法人又は個人。

## 3 助成対象

上記2の法人又は個人が、建築基準法第42条に定める道路等（※「危険ブロック塀等安全確保支援事業」に準じる。）に沿った民有地の店舗、事業所、工場、住宅等にある危険と判断されるブロック塀を撤去する「危険ブロック塀等安全確保支援事業」を実施する箇所を緑化する事業のうち、次の要件に合致するものとします。

- ① 助成対象の範囲は「危険ブロック塀等安全確保支援事業」を実施する範囲及びその延長線上とし、沿道の景観形成に資するものとする。
- ② 事業の実施は助成金の交付を決定した後に行うもので、原則として令和4年（2022年）2月末までに事業完了すること。

#### 4 助成対象経費、助成限度額等

助成対象経費並びにこれに対する助成率及び助成限度額は下表のとおりです。ただし、助成金の金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てることとします。

助成対象経費	助成率・助成限度額
① 樹木、苗木や芝（以下「樹木等」という。）の購入費 （※樹木、苗木の種類については、別表“「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧”の中から、高中木あるいは生垣樹に該当するものを対象とする。） ② 樹木等の植栽に必要な土、支柱等の資材の購入費 ③ 樹木等の植栽に必要な工事費 （※危険と判断されるブロック塀の取り壊し、補修補強、再建築に関する費用等は特例事業の対象外。） ④ その他植栽に必要と認められる経費	助成対象経費は3万円以上を要するものとし、助成限度額は助成対象額（※1）の1/2以内で10万円（税込み）を上限とします。ただし、その金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、  ※見積書は、緑化に係る費用を明示したものを添付してください。

※1 「危険ブロック塀等安全確保支援事業」に関連して、他の地方公共団体が行う緑化に関する補助・助成事業と本助成を受けようとする事業とが重複する場合、助成対象経費の総額から他からの助成交付金額を差し引いた額を助成対象額とします。

#### 5 助成の条件

助成を受ける際には、次の条件が付されます。

- (1) 助成対象者は、市町村が実施する「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の支援を受けていること。申請にあたっては申請書等を所在する市町村を經由して提出すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、事故等のないよう、十分に周囲への注意を払い行うこと。
- (3) 助成を受けてから5年間は、助成を受けて植栽した樹木等が枯損しないよう適切に管理を行い、万一、枯損等した場合には申請者負担にて再度植栽を行い、緑化施設の維持管理に努めること。
- (4) 助成を受けてから5年間は、くまもと緑・景観協働機構からの求めに応じ必要な報告を行うこと。
- (5) 助成を受けて実施した内容については、くまもと緑・景観協働機構がホームページ等で紹介することについて了承し、その情報を得た他者が助成事業について問い合わせ

せた場合には適切な対応を行うこと。

- (6) 助成を受けて植栽及び管理を行っている土地には、くまもと緑・景観協働機構の助成金を受けて事業を実施している旨掲示すること。

## 6 申請方法

事業を行う前に沿道緑化モデル助成金交付申請書(特例事業)(別記様式第11号)(以下「申請書(特例)」という。)に必要事項を記入し、下記の添付書類を添えて必ず市町村を通じて申請してください。

なお、申請に係る書類は返却いたしません。

《添付書類》

- ① 沿道緑化事業計画書(別記様式第2号)
- ② 事業場所の位置図(建築基準法第42条に定める道路等(※「危険ブロック塀等安全確保支援事業」に準じる。))と当該事業場所の関係が分かるもの)
- ③ 見積書(※緑化に係る費用を明示したもの)
- ④ 樹木等を植栽する土地の現況が分かる写真
- ⑤ 樹木等の植栽の平面図・立面図等及び付近見取り図(植栽の位置を示したもの)
- ⑥ 市町村の「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の補助金交付申請書及び添付書類一式の写し等及び補助金交付決定通知書の写し

※見積書の内容は仮ではなく実際に予定されているものとし、原則として熊本県内に本店または支店を置く業者をご利用ください。なお、インターネット等通信販売の利用はできません。

## 7 交付決定方法

募集締切後、書類審査等により、緑化事業を選定し、助成金の交付を決定します。選定結果については、お知らせいたします。

交付決定時期 各募集締切後2週間程度

なお、予算を超える場合には、抽選により助成対象者を決定します。

また、選定しなかった場合の理由などの個別のお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

## 8 事業内容等の変更について

助成決定後、①助成対象事業の主要部分の変更、又は②助成対象経費の20%を超える変更のいずれかが生じた場合、あるいは事業を中止する場合は事前に連絡の上、沿道緑化モデル助成事業変更等承認申請書(別記様式第4号)と下記の添付書類を機構事務局に提出してください。

《添付書類》

- ① 事業内容の変更・中止に係る書類(見積書、図面等)  
※助成金額の増額は認めません。

## 9 完了報告

事業完了後、速やかに沿道緑化モデル助成事業完了届（別記様式第8号）（以下「事業完了届」という。）と下記の添付書類を提出してください。

《添付書類》

- ① 事業関連写真（購入物、作業風景、実施後の写真（全体写真と沿道から撮影した写真を必ず含めてください。※広範囲または複数箇所に渡る場合は分割して撮影したものでも可。）
- ② 助成対象事業に係る工事請負契約書又はそれに類するものの写し
- ③ 助成対象事業に係る領収書又は請求書の写し（明細が記載されているもの）
- ④ 沿道緑化を実施した感想を記載した書類

※事業完了届提出時に、上記③のうち、請求書の写しのみを提出した場合は、後日必ず領収書の写しを提出してください。

## 10 助成金の交付確定及び請求

事業完了届及び現地検査の結果等を基に前7項で決定した助成金交付額の確定を行います。交付確定額をお知らせした後、請求書を提出していただきます。

※なお、請求額から振込手数料を差し引いた額を振り込ませていただきます。

## 11 留意事項

提出のあった申請書や事業完了届などに不明な点がある場合には、申請書に記載のある連絡先に問い合わせさせていただきます。

（問い合わせ先）

〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県土木部道路都市局都市計画課内

くまもと緑・景観協働機構 事務局

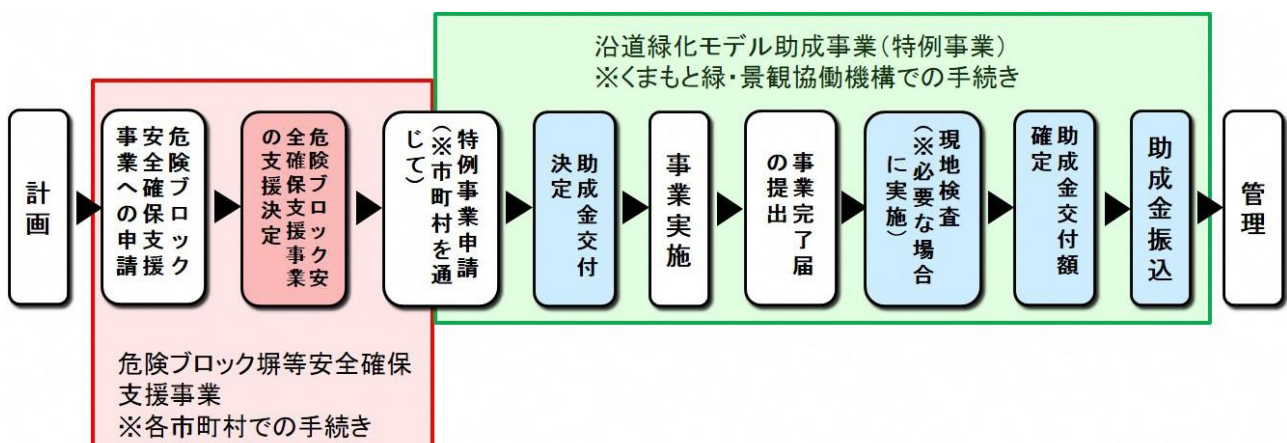
TEL 096-333-2522

FAX 096-387-1152

メール [info-01@info.kumamoto-midori.com](mailto:info-01@info.kumamoto-midori.com)

### 【沿道緑化モデル助成事業（特例事業）の流れ】

※白色が申請者において実施される内容となります。



(別表)

「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧

※高中木あるいは生垣樹に該当するものを支援対象とします。

種別	樹種名	科目	生垣樹
高木・常緑	ナギ	マキ科	
	イヌマキ	〃	○
	コウヤマキ	コウヤマキ科	
	モミ	マツ科	
	ヒマラヤスギ	〃	
	アカマツ	〃	
	クロマツ	〃	
	スギ	スギ科	○
	スイリュウヒバ	ヒノキ科	
	カイツカイブキ	〃	○
	ヤマモモ	ヤマモモ科	
	ウバメガシ	ブナ科	○
	シラカシ	〃	○
	アラカシ	〃	○
	スダジイ	〃	
	マテバシイ	〃	
	アコウ	クワ科	
	タイサンボク	モクレン科	
	オガタマノキ	〃	
	クスノキ	クスノキ科	
	タブノキ	〃	
	イスノキ	マンサク科	○
	ユズリハ	トウダイグサ科	
	クロガネモチ	モチノキ科	
	ナナメノキ	〃	
	タラヨウ	〃	
	ホルトノキ	ホルトノキ科	
	ツバキ	ツバキ科	
モッコク			
高木・落葉	イチヨウ	イチヨウ科	
	メタセコイヤ	スギ科	
	ラクウショウ	〃	
	ポプラ	ヤナギ科	
	シダレヤナギ	〃	
	サワグルミ	クルミ科	
	イヌシデ	カバノキ科	
	コナラ	ブナ科	
	クヌギ	〃	

(別表)

「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧

※高中木あるいは生垣樹に該当するものを支援対象とします。

種別	樹種名	科目	生垣樹
高木・落葉	カシワ	〃	
	アキニレ	ニレ科	
	ムクノキ	〃	
	ケヤキ	〃	
	エノキ	〃	
	カツラ	カツラ科	
	ハクモクレン	モクレン科	
	コブシ	〃	
	ホオノキ	〃	
	ユリノキ	〃	
	台湾フウ	マンサク科	
	モミジバフウ	〃	
	プラタナス	スズカケノキ科	
	ナナカマド	バラ科	
	サクラ類	〃	
	バクチノキ	〃	
	ネムノキ	マメ科	
	エンジュ	〃	
	ニセアカシア	〃	
	ニワウルシ	ニガキ科	
	センダン	センダン科	
	ナンキンハゼ	トウダイグサ科	
	モミジ類	カエデ科	
	トウカエデ	〃	
	トチノキ	トチノキ科	
	アオギリ	アオギリ科	
	ナツツバキ	ツバキ科	
	ヒメシャラ	〃	
	ミズキ	ミズキ科	
	ヤマボウシ	〃	
	アメリカハナミズキ	〃	
	リョウブ	リョウブ科	
エゴノキ	エゴノキ科		
ハクウンボク	〃		
中木・常緑	イヌマキ	マキ科	○
	スギ	スギ科	○
	カイヅカイブキ	ヒノキ科	○
	ウバメガシ	ブナ科	○

(別表)

「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧

※高中木あるいは生垣樹に該当するものを支援対象とします。

種別	樹種名	科目	生垣樹
中木・常緑	シラカシ	//	○
	アラカシ	//	○
	ゲッケイジュ	クスノキ科	○
	イスノキ	マンサク科	○
	カナメモチ	バラ科	○
	セイヨウヒイラギ	モチノキ科	○
	イヌツゲ	//	○
	マサキ	ニシキギ科	○
	ツバキ	ツバキ科	
	モッコク	//	
	サザンカ	//	○
	サカキ	//	○
	ヒサカキ	ツバキ科	
	カクレミノ	ウコギ科	
	ヤツデ	//	
	アオキ	ミズキ科	
	シャクナゲ	ツツジ科	
	アセビ	//	
	モクセイ	モクセイ科	○
	ヒイラギモクセイ	//	○
	ヒイラギ	//	○
	トウネズミモチ	//	○
	キョウチクトウ	キョウチクトウ科	
	サンゴジュ	スイカズラ科	○
中木・落葉	シモクレン	モクレン科	
	ロウバイ	ロウバイ科	
	マンサク	マンサク科	
	トサミズキ	//	
	ハナカイドウ	バラ科	
	ウメ	バラ科	
	ハナズオウ	マメ科	
	アメリカデイゴ	//	
	ウメモドキ	モチノキ科	
	マユミ	ニシキギ科	
	ニシキギ	//	
	フヨウ	アオイ科	
	ムクゲ	//	○
	ハマボウ	//	

(別表)

「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧

※高中木あるいは生垣樹に該当するものを支援対象とします。

種別	樹種名	科目	生垣樹
中木・落葉	サルスベリ	ミソハギ科	
	サンシュユ	ミズキ科	
	イボタノキ	モクセイ科	○
	ウツギ類	スイカズラ科	
低木・常緑	センリョウ	センリョウ科	
	ヒイラギナンテン	メギ科	
	ナンテン	〃	○
	トベラ	トベラ科	○
	ピラカンサ	バラ科	○
	シャリンバイ	〃	
	マサキ	ニシキギ科	○
	ヒサカキ	ツバキ科	
	ハマヒサカキ	〃	
	ジンチョウゲ	ジンチョウゲ科	
	ヤツデ	ウコギ科	
	アオキ	ミズキ科	
	シャクナゲ	ツツジ科	
	クリシマツツジ	〃	
	ヒラドツツジ	〃	
	サツキ	〃	
	アセビ	〃	
	マンリョウ	ヤブコウジ科	
	クチナシ	アカネ科	
	ハクチョウゲ	〃	
	ハクサンボク	スイカズラ科	
	アベリア	〃	
	低木・落葉	ガクアジサイ	ユキノシタ科
アジサイ		〃	
シモツケ		バラ科	
コデマリ		〃	
ユキナヤギ		〃	
ボケ		〃	
ヤマブキ		〃	
エニシダ		マメ科	
ハギ類		〃	
キンシバイ		オトギリソウ科	
ビヨウヤナギ		〃	
ミツマタ		ジンチョウゲ科	



(別表)

「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧

※高中木あるいは生垣樹に該当するものを支援対象とします。

種別	樹種名	科目	生垣樹
低木・落葉	ドウダンツツジ	ツツジ科	○
	イボタノキ	モクセイ科	○
	レンギョウ	モクセイ科	
	ムラサキシキブ	クマツヅラ科	
	オオデマリ	スイカズラ科	
特殊樹	フェニックス	ヤシ科	
	ココスヤシ	〃	
	ワシントンヤシ	〃	

くまもと緑・景観協働機構  
会長 様

〒  
住 所  
氏 名  
電 話

印

### 沿道緑化モデル助成金交付申請書（特例事業）

次のとおり、沿道の緑化事業を実施したいので、下記のとおり申請します。  
記

#### 1 申請概要

緑化する施設の名称・所在地	
解体するブロック塀の長さ	m
緑化面積	m <sup>2</sup>
実施（工事）予定期間	年 月 日～ 年 月 日

#### 2 助成金申請額                          円（最大10万円を限度）

※下記の助成対象額（③）の1/2以内の額、但し千円未満は切り捨て

助成対象経費の総額（緑化に係る総事業費）…①	円
①のうち、他からの助成交付金額…②	円
助成対象額（③＝①－②）	円

#### 3 担当者連絡先（※申請者と別に連絡担当者がある場合）

- ① 担当者の所属
- ② 担当者の氏名
- ③ 担当者の連絡先（電話・FAX・電子メールなど）

#### 4 添付書類

- ① 沿道緑化事業計画書（別記様式第2号）
- ② 事業場所の位置図（建築基準法第42条に定める道路等（※「ブロック塀安全確保支援事業」に準じる）と当該事業場所の関係が分かるもの）
- ③ 見積書（緑化に係る費用を明示したもの）
- ④ 樹木等を植栽する土地の現況が分かる写真
- ⑤ 樹木等の植栽の平面図・立面図等及び付近見取り図（ブロック塀と植栽の位置を示したもの）
- ⑥ 市町村の「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の補助金交付申請書及び添付書類一式の写し等及び補助金交付決定通知書の写し



年 月 日

くまもと緑・景観協働機構  
会長 様

〒  
住 所  
氏 名  
電 話

印

沿道緑化モデル助成事業変更等承認申請書

年 月 日付けくま緑景第 号で助成金交付決定の通知がありました  
沿道緑化モデル事業について、次のとおり変更・中止したいので、関係書類を添えて申請  
します。

記

1 変更・中止の理由及び内容

2 添付書類

- ① 事業内容の変更・中止に係る書類（見積書、図面等）

くまもと緑・景観協働機構  
会長 様

〒  
住 所  
氏 名  
電 話

印

## 沿道緑化モデル助成事業完了届

下記のとおり沿道緑化モデル事業を実施しましたので報告します。

なお、当完了届の内容及び写真を貴機構のパンフレットやホームページなどに掲載されることを承認します。

## 記

## 1 実施概要

緑化した施設の名称・所在地	
緑化面積	m <sup>2</sup>
実施（工事）期間	年 月 日～ 年 月 日 (植栽工事等、一連の作業が完了した日をご記入ください。)
植栽した樹木等の品名、規格、本数	
助成金交付決定額	円
総事業費	円
市町村等からの助成交付額	円

## 2 添付書類

- ① 事業関連写真（購入物、作業風景、実施後の写真（全体写真と沿道から撮影した写真を必ず含むこと。））
- ② 助成対象事業に係る工事請負契約書又はそれに類するものの写し
- ③ 助成対象事業に係る領収書又は請求書の写し（明細が記載されているもの）
- ④ 沿道緑化を実施した感想を記載した書類

※③について、請求書の写しのみの提出の場合は、後日領収書の写しを提出してください。